

平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会社名 萬世電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 占部 正浩
(コード 7565 大証第 2 部)
問合せ先 取締役管理本部長 村山 憲司
(TEL 06-6454-8211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日（月）開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日（金）開催予定の当社第 63 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 9 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) 社外取締役及び社外監査役の責任限定契約の実効性を高めるため、現行定款第 33 条（社外取締役の責任免除）及び現行定款第 43 条（社外監査役の責任免除）の損害賠償責任の限度額を金 100 万円又は会社法第 425 条第 1 項各号に定める最低責任限度額のいずれか高い額とするものであります。
- (5) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 9 条 (株券の発行)</p> <p><u>1 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第 10 条 (単元未満株主の売渡請求)</p> <p>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 9 条 (単元未満株主の売渡請求)</p> <p>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、「買増し」という。)を当会社に請求することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 11 条 (単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (条文省略) (2) (条文省略) (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) (条文省略)</p>	<p>第 10 条 (単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) (現行どおり)</p>
<p>第 12 条 (株主名簿管理人) 1 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>第 11 条 (株主名簿管理人) 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第 13 条 (株式取扱規定) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p>	<p>第 12 条 (株式取扱規定) 当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続等</u>については、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p>
<p>第 14 条～第 32 条 (条文省略)</p>	<p>第 13 条～第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>第 33 条 (社外取締役の責任免除) 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める取締役の責任について、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>第 32 条 (社外取締役の責任免除) 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める取締役の責任について、<u>金 100 万円又は会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額のいずれか高い額</u>を限度とする契約を締結することができる。</p>
<p>第 34 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 33 条～第 41 条 (現行どおり)</p>
<p>第 43 条 (社外監査役の責任免除) 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役の責任について、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>第 42 条 (社外監査役の責任免除) 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役の責任について、<u>金 100 万円又は会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額のいずれか高い額</u>を限度とする契約を締結することができる。</p>
<p>第 44 条～第 49 条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第 43 条～第 48 条 (現行どおり) 附 則</p>
	<p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p>第 3 条 <u>この附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>